

蔵之庄町自主防災組織

令和元年度の防災訓練の様子



1	想定災害とは	①台風・集中豪雨による洪水・浸水 ②地震 ③火災等	
2	避難場所	①櫛本小学校 ②櫛本公民館 ③櫛本幼稚園 ④社会医療法人 高清会 高井病院	
3	高井病院の避難場所	高井病院 西館1階 講堂	
4	避難勧告等の判断基準(天理市) 天理市長が発令	1) 避難準備 28.12 *高齢者避難開始  2) 避難勧告  3) 避難指示 28.12 *緊急避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況  人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況  前兆や切迫した状況から人的被害の発生・危険性が非常に高いと判断された状況  要援護者等(高齢者・病弱者・子供・障害のある方)特に避難行動に時間を要する者から避難行動を開始 ●避難誘導車(各組)での避難協力 上記以外の者は家族との連絡、非常持ち出し品の準備と避難開始、●垂直避難(2階等高い所に避難)  通常の避難行動が出来る者は避難場所に避難開始  避難中の者は避難行動を完了する。避難していない者は直ちに避難行動をとる  避難が遅れたり、いとまが無く避難できない状況である時は、生命を守る最低限の行動をとると共に呼びかける
5	蔵之庄町自主避難判断手順	1) 危険状況・情報の収集 2) 蔵之庄町自主防災会議(評議員)消防分団等の緊急招集 3) 防災体制の緊急要請 4) 情報の伝達 5) 自主避難手順等 6) 避難誘導 7) 救援要請 8) 避難完了 9) 避難解除	ニュース・気象情報・防災警報、菩提仙川の水位、近隣町村の状況、天理市防災情報、消防分団の確認情報  危険情報の収集分析、初期行動の判断、応援体制の判断  蔵之庄町自主防災役員、消防本部・分団・自警団等協力者、各組長の応援  危険状況・情報をマイク放送・サイレン・自主防災役員(評議員)各組長等により順次連絡・伝達  上記を受けて危険状況が危惧される場合は、●最低限の避難グッズ(リュックに事前準備)を持参し、自主避難を開始する  避難場所への避難要請、●ペット等動物避難場所の設置(検討)  避難誘導員(自主防災役員他)対象区域住民の避難を誘導する  救出・救援・救急医療等関係機関、天理市に要請  対象区域住民の避難状況を確認  危険状況が去り、安全と確認された段階で避難解除の指示を行う
6	避難にあたってのお願い	①蔵之庄町自主防災会議の自主避難判断及び天理市の避難勧告等情報を受けて行動する ②非常持ち出し品は常に準備(リュック用意)しておき、持ち出しは最低限とする ③避難場所は、指定された場所のみで、みだりに他の場所に移動したり、入室は禁止する ④避難場所では、常に避難誘導員の指示に従う ⑤避難場所では、お互い協力・他人に迷惑をかけない ⑥自主避難解除指示がでるまでむやみに家に戻らない ⑦自主避難解除指示がでた場合、速やかに清掃して帰宅する	